

地域主権改革に伴う
札幌市下水道条例の改正について

平成24年7月18日
札幌市建設局

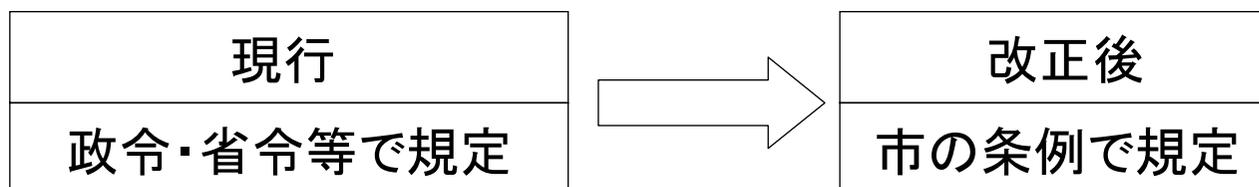
第1次・第2次一括法の改正概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布

(第1次一括法:平成23年5月2日公布、第2次一括法:平成23年8月30日公布)

1 義務付け・枠付けの見直し (第1次・第2次共通)

(1) 条例制定権の拡大



※平成25年4月1日まで条例改正が必要

(2) 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

(3) 計画等の策定及びその手続の見直し

2 基礎自治体への権限委譲 (第2次)

一括法の施行に伴う本市の対応について

平成24年第3回定例市議会において議案提出を予定しているものは、以下のとおり

建設局

【下水道】

- 公共下水道の構造の基準
- 終末処理場の維持管理に関する基準

保健福祉局

- 診療所における専属薬剤師の設置基準 ほか

環境局

- 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の基準

都市局

- 公営住宅の整備基準 ほか

水道局

- 布設工事監督者の配置基準 ほか

下水道法の改正について

法第7条(構造基準)の改正概要

公共下水道の構造の技術上の基準(法第7条)について、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準(下水道法施行令第5条の4から第5条の6)を除き、政令で定める基準(下水道法施行令第5条の8から第5条の11)を参酌して条例で定める。

法第21条(処理場維持管理)の改正概要

終末処理場の維持管理に関する基準(法第21条の2)について、政令(下水道法施行令第13条)で定める基準を参酌して条例で定める。

※「参酌すべき基準」＝ 法令の基準を十分に参考にして取り入れた結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定める事は許容される。

施行令第5条 公共下水道の構造の基準について(1)

○ 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準

第5条の8 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 1 **堅固で耐久力を有する**構造とすること。
- 2 コンクリートその他の**耐水性の材料**で造り、かつ、**漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置**が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして**覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置**が講ぜられていること。
- 3 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして**国土交通省令で定めるもの***を除く。)にあつては、**覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置**が講ぜられていること。
- 4 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の**腐食しにくい材料**で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 5 **地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように**地盤の改良、可撓継手の設置その他の**国土交通大臣が定める措置***が講ぜられていること。

※ 国土交通省令で定めるもの及び国土交通大臣が定める措置は、下水道条例施行規則で定める。

施行令第5条 公共下水道の構造の基準について（2）

○ 排水施設の構造の基準

第5条の9 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値※を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- 2 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 3 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 4 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 5 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- 6 （略）

第6号は流域下水道（都道府県所管）に係る事項であり、本市には該当せず。

※ 国土交通大臣が定める数値は、下水道条例施行規則で定める。

施行令第5条 公共下水道の構造の基準について（3）

○ 処理施設の構造の基準

第5条の10 第5条の8に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- 1 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 2 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置※が講ぜられていること。

※ 国土交通大臣が定める措置は、下水道条例施行規則で定める。

○ 適用除外

第5条の11 第5条の8から第5条の10までの規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

- 1 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道
- 2 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

施行令第13条 終末処理場の維持管理について

○ 終末処理場の維持管理

第13条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする

- 1 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 2 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 3 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- 4 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 5 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 6 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置*を講ずること。

※ 国土交通大臣及び環境大臣が定める措置は、下水道条例施行規則で定める。

本市の対応について

① 札幌市下水道条例に「公共下水道の構造の基準」と「終末処理場の維持管理」に関する基準等を新たに規定する。

② 基準等については、下水道法施行令を参酌して同様の内容を定める。

- ・施行令第5条の8 ⇒ 条例第4条第2項
- ・施行令第5条の9 ⇒ 条例第4条第3項
- ・施行令第5条の10 ⇒ 条例第4条第4項
- ・施行令第5条の11 ⇒ 条例第4条第5項
- ・施行令第13条 ⇒ 条例第4条の2

【理由】

○現行基準は、公共下水道事業を適切に行うために必要かつ基本的な基準であり、今後も当該基準に基づき、本市下水道事業を行うことが適切であると判断すること。

○本市における特別な事情により別の基準を追加する必要がないこと。

※ なお、下水道条例施行規則の改正についても、下水道法施行規則等を参酌して同様の内容を定める。

今後のスケジュールについて

6月22日 HP意見募集開始

7月18日 市営企業調査審議会 下水道部会

7月23日 HP意見募集終了

9月20日 議案提出(第3回定例会)

10月 議決予定

改正下水道条例施行 (公布日施行)

【参考】下水道法施行令について

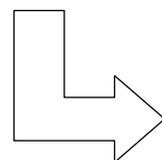
第1章

総則

第2章

公共下水道

(第4条～第17条)



本市の公共下水道に適用される

第2章の2

流域下水道

第3章

都市下水路

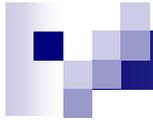
第4章

雑則

【参考】下水道法施行令について

条例化の対象外となっている主な施行令の概要

- 事務手続き等
 - 放流水質に関連するもの
 - 排水設備
 - 除外施設、特定事業場
 - 汚泥処理に関するもの
- 下水に入ってくるものの制限



説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。